

飯塚市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱を次のように定める。

飯塚市長 武 井 政 一

## 飯塚市木造戸建て住宅性能向上改修補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、「震災に強いまちづくり」及び「脱炭素社会」の実現に資するため、木造戸建て住宅の性能向上改修の実施に要する費用の一部を補助することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)の基準に基づき、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が、住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 性能向上改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計(工事監理を含む。)並びに省エネ改修工事(窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更、壁・床・天井への断熱材の設置、設備の効率化その他これらに類する工事)を併せて行う工事をいう。
- (3) 建替え等に伴う除却工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造戸建て住宅(令和6年1月30日国住市第40号により示された「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を活用し、市長が倒壊の危険性があると判断したものを含む。)について、建替え等に伴い建物を除却する工事をいう。
- (4) 木造戸建て住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法(ツーバイフォー工法をいう。)で建築された2階建て以下の木造一戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。ただし、店舗等の用途に供する部分の床面積が、建物全

体の床面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。

(5) 施行者 木造戸建て住宅の所有者その他市長が住宅の性能向上改修が必要と認める者で、性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事を行う者をいう。

(6) 建替え等 次に掲げるものをいう。

ア 建替え・住替え 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保することをいう。

イ 空き家の相続等 空き家を相続又は遺贈により取得したことをいう。

ウ 移住者による空き家の購入 自らが居住する住宅を新築するため、空き家を購入することをいう。なお、移住者の移住前の居住地は、市の内外を問わない。

(7) 利子補給制度 独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、施行者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) この補助金の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 本市の市税等(国民健康保険税を含む。)の滞納がないこと。

(3) 飯塚市暴力団排除条例(平成22年飯塚市条例第5号)第2条に規定する暴力団員でない者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当しない施行者のうち同項第2号に該当する者について、市長が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付対象となる木造戸建て住宅は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 本市内に存在すること。

(2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築し、又は工事着工したものであること(昭和56年6月1日以後に増築等を行ったものを含む。)

(3) この補助金の交付を過去に受けて工事されたものでないこと。

(4) 現に居住者がいること。ただし、性能向上改修工事において当該性能向上改修工事後に居住する予定の者がいる場合又は建替え等に伴う除却工事において空き家の相続等若しくは移住者による空き家の購入の場合は、この限りではない。

(5) 性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事により建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に違反するものでないこと。

(交付の対象となる費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用は、次の各号に掲げるものに要する費用とする。

(1) 性能向上改修工事

(2) 建替え等に伴う除却工事(空き家の相続等に伴う場合においては、相続開始日から起算して3年を経過する日の属する年の翌年1月末日までに第14条の規定による実績報告書を提出するもの)

(補助金の交付額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号で定める額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(1) 性能向上改修工事

ア 利子補給制度を利用しない場合 当該工事に要する費用の25パーセントに相当する額とする。ただし、補助金の額の上限は、耐震改修費分は30万円、省エネ改修費分は15万円を上限とする。

イ 利子補給制度を利用する場合 当該工事に要する費用の25パーセントに相当する額とする。ただし、補助金の額の上限は、耐震改修費分は15万円、省エネ改修費分は15万円を上限とする。

(2) 建替え等に伴う除却工事 当該工事に要する費用又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方の額の23パーセントに相当する額とする。ただし、補助金の額の上限は30万円とする。

(性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事の事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする施行者(以下「申請者」という。)は、性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、書面により市長に申請しなければならない。この場合において、補助金に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、第21条のとおり

とする。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付を決定したときは、書面により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができるものとする。

4 申請者は、第1項の交付決定の通知を受けたのち補助対象工事に着手しなければならない。

(補助金交付申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合において、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに書面により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、前条第1項の規定による交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容の変更)

第11条 交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するとき、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた額を超えて交付を受けようとするときその他市長が必要と認めるときは、書面により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による補助金交付変更申請があったときは、その内容を審査し、その結果を書面により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業の実施は、補助金の交付決定後(前条第2項の規定により交付変更の申請を行う者は、同条第3項の規定による審査結果の通知後)に行わなければならない。

(検査等)

第13条 市長は、必要と認める場合においては、性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事の工程を指定し、職員に検査させることができる。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、当該性能向上改修工事又は建替え等に伴う除却工事が適切に行われていないと認める場合には、当該性能向上改修工事又

は建替え等に伴う除却工事が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、工事実施年度の1月末日までに、書面により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、書面により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第13条第2項の規定による指導に従わないとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項(第3号を除く。)の規定は、第15条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、書面により交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、書面により期限を定めてその返還を命じるものとする。

(利子補給制度に係る取扱い)

第20条 申請者は、利子補給制度の利用を希望する場合、第8条の規定による申請時

に、利子補給制度利用対象証明書（以下「利用対象証明書」という。）の発行を書面により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、第9条の規定による補助金の交付を決定した時に、交付決定者に利用対象証明書を発行しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により証明書を発行した場合、第11条の規定による補助金交付変更申請の審査結果を通知する時に、交付決定者に証明書を再発行しなければならない。
- 4 交付決定者は、証明書の発行後に辞退又は融資の不承認により利子補給制度を利用しなくなった場合は、その旨の金融機関発行の通知を速やかに市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、第10条、第18条又は前項の規定により、交付決定の取り下げ、取り消し又は利子補給制度の未利用が生じた場合、該当する証明書の取消しを書面により交付決定者に通知するものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第21条 申請者は、第8条の規定による補助金の交付申請において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 申請者は、第14条の規定による実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 申請者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額のうち当該減じた額を超える金額）を速やかに書面により市長に報告するとともに、これを市に返還しなければならない。

（書類の整備及び保存）

第22条 補助金の交付を受けた施行者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第23条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 （令和7年3月28日 告示第87号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削り、附則第1号の見出し及び項番号を削る改正規定は告示の日から施行する。